

議案第214号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

第16条及び第17条中「パートタイム会計年度任用職員」の次に「の報酬」を加える。

附則第2項中「令和5年度まで」を「令和4年度まで」に、「100分の130」を「100分の127.5」に改め、同項の表中

「

令和4年度	100分の125
令和5年度	100分の127.5

を
」

「

令和4年度	100分の125
-------	----------

に
」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。